

第1回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

- 1 日時 平成29年(2017年)8月4日(金) 10:30~12:00
- 2 場所 滋賀県大津合同庁舎7C会議室
- 3 出席者 委員16名出席(欠席 野田委員、猪飼委員)
教育委員会事務局教育次長、幼小中教育課長、生徒指導・いじめ対策支援室長
大津市立打出中学校の皆さん、県立日野高等学校長

4 会議概要

○ 開会

(知事あいさつ)

みなさん、こんにちは。暑い中、御参加いただきありがとうございます。

また、常日頃、子どもたちのために、いじめをなくすために、いじめで悩む方々のために、様々な形で御対応いただいていること、県民を代表し、感謝と御礼を申し上げます。

本日の報道でも、大変悲しい、自ら命を絶たれた生徒の保護者の胸の内の報道がございました。まだまだいじめが存在し、いじめがなくなる、いじめで悩む方々が厳然といらっしゃる、この事実を私たちは、まず直視しなければならないと考えています。

さて、「いじめの総認知件数」は、平成23年度227件であったところから、平成27年度2,641件まで、この間10倍以上に増加しています。平成28年度は、現在文部科学省において取りまとめ作業中と伺っていますが、平成27年度の数値からさらに増加する見込みということでございます。やはり、このいじめの問題については、関係各部署、警察、関係機関・団体が情報を共有しながら、子どもの立場に立って、一層連携を深めていくことが不可欠であると考えているところです。

今日の協議会では、2つの議題について協議していただくことになっています。1つは「いじめ問題に対する学校の取組」、もう1つは「滋賀県いじめ防止基本方針の改定について」です。

いじめの問題への対応は、2つのことが大事だと思っています。1つは、学校の組織的対応、きちんと組織的に対応するという。もう1つは、児童生徒による主体的な活動、この2つのことが大事だと認識しています。今年改定いたします「滋賀県いじめ防止基本方針」の中でも、今申し上げた考え方を柱にしたいと考えています。

改定にあたりましては、これまでに本協議会でいただいた御意見、さらに国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定への対応を柱とする改定案としています。

今年から県では、誰一人取り残さない「SDGs」の取組に参画することを表明し、具体的取組を行っているところです。このいじめの問題への対応は、まさにその真価が問われる、大事な課題だと位置付けています。是非、皆様には、忌憚のない活発な御意見等を賜りますことをお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

議題（１）学校におけるいじめに対する取組について

（教育長）

それでは、議事を進めさせていただきます。まず議題１について「いじめ問題に対する学校の取組について」事務局より説明をお願いします。

事務局より資料に基づき「いじめ問題に対する学校の取組について」説明。

（事務局）

本日は、「大津市立打出中学校」と「県立日野高等学校」の取組を報告していただきます。打出中学校からは、生徒の皆さんにも発表をしていただきます。それでは、まず打出中学校の皆さんをお願いします。

（１）大津市立打出中学校の発表

※打出中学校生徒会執行部UIPメンバーより説明。

UIPは、「打出いじめ防止プロジェクト」の頭文字をとっています。生徒会執行部の中にあつて、打出中学校のいじめ防止に向けた活動をしています。キャラクター「打出のこづちくん」を活用しています。

「いじめ防止行動宣言」を各クラスで作成し、新学期に話し合い、思いをまとめて、生徒総会で発表しています。その後、その宣言を目に付く場所に掲示しています。

「朝のあいさつ運動」を生活委員と生徒会執行部で、週２回、朝８時から校門前で実施しています。あいさつで、生徒同士のつながりを作りたいと考えています。最近では、学期に１回程度、こづちくんと校区内の小学校に出向いて朝のあいさつ運動をしています。

「こづちくんボランティア」を実施。地域の清掃活動やイベントに打出中の生徒が出向き、手伝う活動です。地域の人から感謝の言葉をもらうと、役に立てて良かったと感ずることができます。

「いじめ防止CM」を作成し、文化祭で放送して、打出中の生徒がいじめについて考える時間を持っています。（※この場でCMを放送）その他に「ストップいじめポスター」の作成やいじめ防止のための「リストバンド」を製作しました。

打出中学校の「いじめに対する三つの誓い」について説明します。１つ「誰に対しても優しい心を持ち続けます」、２つ「助け合う心を育て信頼できる固い絆を結びます」、３つ「困難や障害、いじめに対して立ち向かう勇気を忘れません、みんなが進んで行きたくなるような学校づくりをしていくことを誓います」この誓いを胸に、いじめ防止に向けてより一層やさしい心を持ち、固い絆で結ばれた仲間とともに、いじめに立ち向かっていきたいと考えています。

最後に取組の成果と今後について説明します。これまでの取組の成果として、①代議員会での話し合いで、みんながしっかりといじめについて考えるようになり、いじめに対する関心が高まりました。②CM作成と放送を行った後、いじめ防止に対する関心が高まりました。③いじめ防止に関する行動宣言をクラスで作成することでクラスの団結力が高まりました。④ボランティア活動に参加することで地域とのつながりが生まれました。

今後は、①みんなが考えたいじめ防止の標語を教室などに掲示する。②いじめに対する三つの誓いができた経緯について、当時の生徒会執行部の人から話を聞き、その思いを伝承する。③文化祭だけでなく、いじめ防止のCMを流していじめ防止の啓発に努める。④UIPの取組をCMだけでなく、通信や昼の放送などで全校生徒に伝える。これらに取り組んでいきたいと思います。これからも打出中のみんなが自分たちの学校をいい学校であると胸を張って言えるようUIPが中心になっていじめ防止の取組を進めていきたいと思います。

※打出中学校の先生より説明

ここからは、「打出サミット」の取組について説明します。打出中学校区には3つの小学校と1つの中学校があり、それぞれ学校ごとにいじめ防止等の取組を行っています。それぞれの取組をお互いに交流して、今後の自分たちの学校の取組の参考にしたり、4校で共通した取組を実践するために、昨年度から打出サミットを実施しています。このように小中9年間を通じて、リーダーの育成を図り、自分たちの活動に誇りと自信を持つことで、自尊心を育てることをねらいとしています。

参加した子どもたちの感想では、「各校で意見交換ができて良かった」、「小学校では横の連携は少ないので、こういった形で交流することで、他校の取組を自校に取り込むことができるので良かった」、「小学生と中学生が話し合いをすることで新たな交流ができた」といった感想や、「3つの小学校や地域の方との交流ができたので、これからも小中学校の仲を深めて打出サミットを続けていきたい」といった中学生の感想もありました。

また、地域の方からの意見では、「学校の枠組みを越えて打出ブロックという規模で話し合いを行い、考えを高め合う場になったのが良かった」、「いじめをなくすことは、決して不可能なことではない」と感じたという感想がありました。今後も打出サミットを継続した取組にするとともに、担当者が中心になって、打出中学校区で保・幼・小・中との連携した取組を進め、子どもの学びや育ちをつなぎ、子どもの成長を見守りたいと考えています。

(2) 県立日野高等学校の発表

※日野高等学校長より説明

いじめの問題への組織的な対応のために、校務分掌を改編しました。学校には担任団、進路指導課、生徒指導課、教務課などの組織があります。その他、学校の実情に応じて各校で設置されています。本校では平成27年度に生徒支援に特化した生徒支援課を組織しました。

生徒支援課では、様々な形で生徒支援に特化した業務を包括的に行っています。主に保健、人権、教育相談、特別支援教育、生徒会関係の業務を担当しています。生徒を支えるという立場から、業務の守備範囲の広さや機動力が有効に機能していると評価しています。例えば、生徒に困りごとがあった時に、生徒支援課に行けば解決してもらえと思って、生徒がよく来てくれます。生徒の間にも日頃の実践から信頼できる職員組織として認識されています。新入生オリエンテーションでも、生徒支援課が自己紹介などをして、認知度を高めています。

本校では、これまでから学校で苦しい思いをしている生徒、しんどい、困りごとを抱える生徒に寄り添う姿勢があり、職員の中にも生徒を広く支えるスキルが身につけていたことから生徒支援のための組織改編に取り組みました。

いじめ対策委員会も、毎月開催しています。いじめ事案に対しては、臨時で開催しています。

いじめ対策委員会は、人権、教育相談委員会に包摂する形で実施しているので、機動力がある対応ができています。

子どもの目線でいじめを把握し、積極的に対応しています。定期アンケートに加えて、担任からの情報や生徒やその友人からの情報などいろいろな情報を委員会で取り上げています。

いじめ防止の年間計画では、学年別の人権学習、人権委員会の啓発活動（ビデオ作成）、新入生アンケート、生徒観察週間、いじめアンケート、職員研修を実施しています。生徒観察週間では、1クラスにつき2日、一人ひとりに目を配っています。

今後の課題としては、このように組織的に取り組むことが大事であるが、職員の異動があるので、生徒支援課設立時の思いを引き継いでいけるような職員研修を実施することが重要になると考えています。

また、いじめを生じさせない学級集団作りも大切になると考えています。（※啓発ビデオを放送）

（教育長）

各委員の皆様、御意見や御質問などお願いします。

（中川委員）

打出中学校の学校の枠組みを越えての取組は非常に素晴らしい。地域の方の参加はどのような方が、どういう呼びかけで参加されたのか教えてほしい。

（打出中学校）

自治連合会長、青少年育成学区民会議会長、PTA役員に集まっていただいて、会を開催して、意見をいただいています。

（松村委員）

地元で「日吉サミット」をやっており、20数年の歴史があります。地域の方に参加していただいて、地域の中で子どもたちがいかに育っていくのか、地域ぐるみで子育てを進める取組を進めています。打出学区でもサミットを実施されているが、大津市全体では他に取り組んでいるところがあるのか。県全体では広がっているのかどうかということをお教えしてほしい。

（室長）

全県では打出中学校のような中学校区単位での取組は少ないです。湖南市、高島市等の市単位で実施しているところはあります。少しずつですが県全体に広がりを見せています。いじめに特化した取組を、小中の9年間で実施されているのは、打出中学校が先進的にされています。

（教育長）

打出中学校の取組で子どもたちがどのように変わってきたのか教えてほしい。

（打出中学校）

サミットやあいさつ運動で小学校と交流していく中で、小学校時代から打出中学校をよく知っている子どもたちが入学してくるので、最初から「打出のこづちくん」と生徒会活動をやりたいという子どもが増えています。昔に比べて中学校の各クラスのリーダーが少なくなっている中で、リーダーを増やしていくことが課題だと考えています。小学校段階でこうした交流をすることで、早い段階からのリーダー育成になっています。中学校に入って生徒会を率先して頑張ってくれることで、学校の活性化につながっています。

地域の方の意見やこうした場での発表で子どもたちの視野が広がっていく、この経験を中学校の生徒会に反映していけると考えています。そういった形での成果が少しずつ出てきているので、これからも続けていきたいと思います。

(教育長)

ありがとうございました。

まだまだ意見が尽きませんが、本日はもう1つ議題がありますので、次に移らせていただきます。本日発表いただいた打出中学校の皆様、また日野高等学校の校長先生ありがとうございました。県教育委員会としましても、ただいま情報提供していただいた取組、あるいは様々な情報を各学校等にお伝えしながら、全ての学校でいじめ問題への取組が一層進むよう、皆様方からいろいろな知識や知恵をいただきたいと思います。

ここで打出中学校の皆様は、御退席をされます。本日は大変お忙しい中、素晴らしい取組を発表いただきありがとうございました。皆様、拍手をお願いします。

議題（2）滋賀県いじめ防止基本方針の改定について

事務局より資料に基づき「滋賀県いじめ防止基本方針の改定案」について説明

(中川委員)

教員の精神的ゆとりや時間の確保が言われているが、身近なところで、教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの関係者に話を聞くと、いじめ問題の様々な施策が打ち出されるが、実際に誰がそれを動かしていくのかという声があります。

連携が大事だと言うが、組織のトップが集まって協力し合いましょうという組織の理解や協力を得る体制の構築は良いが、実際に連携していこうというときには、顔と顔を現場で合わせていかないと連携にならない。実際に連携をする人は誰なのか。忙しく働いている教員なのか、まだまだ全校配置できていないスクールソーシャルワーカーが中心になってやるのか。そうすると連携は無理だろう。実際にケースワーク業務で連携、連携と言われている私から見ると無理だろうと思います。

基本方針には非常に丁寧に様々なことが網羅されているが、もう一步、誰がどのように連携するのかというところが見えてこないといけない。

この基本方針は教育委員会が中心となって作っているが、いじめの問題は、地域ぐるみでやる。学校だけの問題、教育だけの問題ではない、社会の問題なのだということを打ち出してほしいと思います。例えば、私ども関係団体の責任がどこにあるのか、何をしなければならぬのか、地域の中で民生委員や児童委員の方たちが、何を担わなければならないのかといった、市民、関係機関の責務といったものをもっと強く出していきたいと思います。国では法務省と厚労省が連携するときに内閣府が動いた例もあります。そういった視点から県では、いじめの問題は、知事部局が動いてもいいのではないかとの思いを持ちました。

(教育長)

重要な意見をいただきました、1つは、連携と言っているが実際に誰が連携をしているのか。現場だと教員が中心になるが、教員の多忙化が言われている中で難しい、そこでスクールソー

シャルワーカーになるが、すべての学校に配置されているわけではないので、そのあたりをどうしていくのか。

もう1点、学校だけではなく、地域全体でこの問題をとらえていく必要性を言っていただきました。この意見につきまして、千原委員いかがでしょうか。

(千原委員)

基本方針の中で、スクールカウンセラーによる相談体制の充実がうたわれており、非常に大きな責務を感じています。スクールカウンセラーは平成7年から少しずつ配置されてきて、現在の状況になっています。いじめの問題を社会総がかりでやるということなので、臨床心理士会としてもスクールカウンセラーのみならず臨床心理士会で研修をしているところです。

いじめの問題は命に関わることなので、臨床心理士会としてもできることから始めています。スクールカウンセラーは接着剤（つなぎ）のような役割をするものだと考えています。単に相談体制というだけではなく、先生、保護者と地域をつなぐ役割をケース会議等でしないといけないと思っています。臨床心理士会としては、その役割を果たせるように研修を行っています。

特に、相談対応ということになると事後の指導になるが、臨床心理士会では、未然防止の心理教育に取り組んでいます。臨床心理士会だけではなく、様々な方々が児童生徒の自己肯定感を高め、いじめの問題について、主体的に生徒自ら考えられるプログラムを示されています。

心理授業の中では、いじめはダメというネガティブな行動ではなく、どういことをすればよいのかということを考えさせています。先ほど打出中学校の発表の中でもやさしい心とか固い絆とかいじめに立ち向かう勇気ということを言っておられました。また、私が新任の先生の研修をした際に、先生からいじめの反対の言葉はなんなのかということ聞かれました。例えば、無視をするという言葉、仲間に誘う、あいさつをするとかポジティブな言葉に置き換えました。臨床心理士会では、そのような形で前向きな流れになってほしいということ話をしています。

人間は、いじめる心もあるが、助けようとする心もあります。温かい心を掘り起こすということが教育の仕事だと考えています。スクールカウンセラー、臨床心理士会としても、児童生徒がいじめをなくす良い心を、絆として結びつける行動をするように、できることから引き続きやっていきたい。

(教育長)

ネガティブでなくポジティブということは重要なことです。確かに、いじめの反対の言葉はなかなか難しく、教育委員会もどうしても対応を考えてしまいます。そういうことではなく、前向きな取組の重要性を考えていく必要があるという意見をいただきました。

(小森委員)

学校を回らせていただく中で、連携を生むのがいかに大変かということ日々実感しています。

例えば、生徒のチームとしてのいじめ防止の活動は非常に良いものですが、その活動が、今、いじめをしている子どもたちの心にどれくらい伝わっているかということ、なかなか難しいと思っています。地域において小学校と合同で活動しているチームの皆さんは一体感などを感じ、得るものがあると思いますが、チームの活動がどこまで広がっているのか、地域として大きなまとまりが生まれているのか、そのあたりは難しいと感じています。というのは、いじめ問題

の講演活動等をやっていますが、そこに関心を寄せる保護者は非常に少ないです。先生がいくら広報しても、いじめや人権の講演会などに足を運ぶ保護者はほとんどいないという現状があります。

各学校のいじめ対策委員会の仕事の一つとして地域、学校、親たちがどういう形で連携を生むことができるのかということも入ってくると思っています。

今回、滋賀県いじめ防止基本方針を読んで、踏み込んだ内容になっていると思います。事実関係を明確にするために、その方法を示しているところもありました。しかし、具体的な方法もセットにして、絵に描いた餅にならないように工夫する必要があるのではないかと思います。

また、研修の充実がとても大切だと思っています。例えばスクールカウンセラーが初めていじめの事案に出会うのは、カウンセラーになる資格をとる前ではなく、学校現場に配置されたとき。いじめの相談をされたときに初めていじめのことを勉強すると聞きました。先生とスクールカウンセラーとが一緒に連携して学び合う場面を提供していくことが必要と感じています。

先生方が基本的なことを押さえること、いじめ対策委員会が連携という部分で機能すること、そのあたりを実践していくことが大切だと思っています。

(教育長)

もう少し実効性のある具体的なことまで踏み込めると良いという話をいただきました。

(和田野委員)

法務局は学校現場にとってみると2面性を有した組織になると思います。体罰やいじめは人権侵犯事件という形になり、子どもが学校へ入って行って、いじめや体罰がなぜ起きたのか、啓発をします。学校から見ると敵対するような関係になります。一方で、子どもの人権110番の相談電話、SOSミニレターという悩み相談の手紙を出してもらい、子どもたちの悩みを受け付ける場所という2面性を有しています。法務局は、基本方針で言う関係機関に入っていると思っているので、子どもたちから悩みを受け付ける窓口として、もう少し活動していきたいと考えています。

県内には法務局や人権擁護委員がいますが、人権擁護委員は法務大臣から委嘱を受けている方たちです。この方たちは、小学校や中学校に比較的に入っていただき、サルビアの花を育てる花運動、紙芝居、人形劇を展開して人権教育を実施しています。子どもたちに思いやりの大切さを教育しているので、人権擁護委員と連携を取っていただき利用していただきたいと思っています。

(吉田委員)

インターネットを通じて行われるいじめに関する対策の推進については、大きなテーマになっていると認識しています。近畿総合通信局の取組として、2府4県でスマホ連絡会という組織を作っています。メルマガやフェイスブックで情報発信しています。総務省と文科省との連携により、イベントキャラバンという講演会活動を小学校、中学校で実施し、講師を派遣しています。

スマホ連絡会で動画フェスタという取組を実施しています。インターネットに関するリテラシーやモラルの啓発、インターネット上のいじめ防止やトラブルに巻き込まれないようにとの観点で啓発動画を募集しています。また、応募していただいた動画を表彰しています。

情報通信を使いたいじめというのは、総務省としては、なくしていきたいという希望を持っ

ているので、まさに連携しながら対応していきたいと思っています。

(佐武委員)

資料17ページの「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、単に謝罪をもって安易に解消することはできない」とありますが、一番良いのは、単に謝罪をもって安易に解消できる初期の段階で発見できて、解決することだと思います。

資料3の滋賀県いじめ防止基本方針の概要では、(2)に「いじめの早期発見」が掲げられていますが、具体的にどのようにしたら良いのかという、マニュアルや細則を作成するのがよいと思います。また、(4)の「関係機関や地域、家庭との連携」についても、具体的に、例えば、学校で問題が起きた時に滋賀弁護士会にどのように連携を取るのか、具体的に学校がどこに、誰に電話を掛けて、どのようにしたら連携ができるのか、具体的な名前を詰めていく作業が必要になると思います。

(川上委員)

ここ数年で、学校として一定組織的な対応や、いじめ防止のための取組等は進んできていると思っています。やはりアンケートや面談を通して、生徒たちの声を吸い上げていくことを日常的にやっていく必要があります。学校が考えていかなければならないことは、子どもとの人間関係、信頼関係をいかに作るのか。そのことが何よりも大事だと考えています。そのために、相談体制などの環境を整えることが学校としては大事だと考えています。

(教育長)

いろいろ貴重な御意見をいただきました。特に、連携が大事といっているが、具体的にどういった連携をしていくのかということや、あるいは現場が忙しい中で、誰が実際に連携をしていくのかということについて、もう少しどうなのかという意見をいただきました。

(知事)

この基本方針の中にある「いじめ問題の対応は学校における最重要課題である」。これを「社会における重要課題」にしてはどうか。先ほど委員から意見をいただいたように、教育委員会が学校のことだけを考えて作りすぎているのではないか。もちろん、学校におけるいじめは早期に発見され、重大事態についてきちんと対応されること、これはこれで大事です。冒頭のあいさつで申し上げたように、滋賀県として誰一人取り残さないと言っているので、滋賀のいじめ防止基本方針は、いじめの問題を社会の問題として捉えることにしてはどうか。

また、基本方針は、方針としてこれで良いが、具体的にどこに連絡したらよいか、こういう場合はどうしたらよいか、といったことをもう少し詰めて、書いたことが本当に実施、実践されるようにしないといけない。

市町は県で立てた方針も参酌しながら方針を作られることになるので、早めに県の方針があった方がよいということで県教育委員会において改定作業を進めていますが、今月に、いじめ問題サミットを開催するとのことなので、そこで出た現場の皆さんの意見や本日いただいた御意見をもとに、さらに検討し、より良い方針を作りたいと思います。

教育委員会だけに任せるのではなく、この法律ができた趣旨は、やはり知事が責任を持つてということだと理解しているので、よりよい基本方針にしたいという決意を申しあげ、今日、活発な御議論いただいたことを感謝申し上げます。

(教育長)

本日は、本当に長時間にわたり、御議論いただきありがとうございました。今後、いただきました御意見を踏まえまして、より実効性のある基本方針にしていきたいと思っておりますので、また、今後ともよろしく願いいたします。それでは、本日の滋賀県いじめ問題対策連絡協議会は終了いたします。

(事務局)

長時間にわたりありがとうございました。いじめの問題については、小学校、中学校、高等学校で、成長段階に応じて少しずついじめの形態やその対処も変わってまいります。やはり発達段階に応じた学校での取組が重要であると思っております。県としても、本日発表していただいたような取組が各学校に広がるよう、今年度から3年にわたり滋賀県いじめ問題サミットを実施し、中学校や全ての市町において、同様の取組ができるよう目指してまいります。

また、滋賀県いじめ防止基本方針の改定について、貴重な御意見をありがとうございました。いじめ対応の具体的な手順等につきましては、すでに「ストップいじめアクションプラン」や平成29年3月に「いじめ対応リーフレット」を作成し、全教員に配布しています。こちらの方に具体的な対処を記載していますが、こうしたマニュアルにより、いじめ防止基本方針を補っていきたいと考えています。

知事の話にもありましたが、今後、いただいた御意見を参考にしながら、よりよい基本方針にしたいと考えています。

それでは、これをもちまして平成29年度「第1回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。